

くらし安全安心だより

フリマサービスは個人間取引

～利用する際は慎重に！～

【相談事例】

フリマアプリで新品と書かれていたドライヤーを購入し、代金5千円をフリマアプリ運営事業者に支払った。しかし、届いた商品は新品ではなく、電源ボタンも壊れていた。運営事業者にメールで問い合わせたところ、「アプリのメッセージ交換機能であなたと出品者と話し合っ」と言われた。出品者が「返品を受けるので、先に評価をしてほしい」と言ってきたので、評価をすると一切連絡が取れなくなってしまった。

(高校生 女性)

【アドバイス】

★フリマアプリなどのフリマサービスでの商品売買は、**個人間取引(購入者と出品者の双方が消費者個人)**です。トラブルは、**当事者間で解決を図るよう**に求められていることを理解して利用しましょう。

★フリマサービスでは、商品到着後に購入者が出品者を評価することで、自分が支払った代金が運営事業者から出品者に振り込まれるシステムになっていることもあります。**商品の到着前や届いた商品に納得する前に、「評価」をすると、代金だけ支払われて出品者と連絡が取れなくなるケースもあります。利用規約をよく理解して、慎重に取引を行いましょう。**

★当事者間で話し合っても、運営事業者に相談しても交渉が進まない場合は、問題点の整理などを行うため、消費生活センターに相談しましょう。

※二戸消費生活センターでは、消費生活に関するトラブルや多重債務(債務整理・過払い金返還請求)などの相談に応じています。

一人で悩まずに、ぜひ相談ください。

二戸消費生活センター

相談時間 平日午前9時～午後4時

(☎23-5800)